

ひょう害が発生した農作物の技術対策

福島県農林水産部農業振興課

令和4年5月25日、6月2日及び3日の降ひょうにより、農作物等に被害が発生しました。被害があった作物については以下の対策を講じましょう。

1 野菜

(1) 草勢回復対策

きゅうりの茎葉が被害を受けた場合、新葉の展開を確認したら折損した茎葉は除去しましょう。茎葉の被害が大きい場合、被害程度に応じて果実（幼果含む）を摘み取り、新葉や側枝の発生を促しましょう。また、主枝の生長が思わしくない場合は、側枝を利用して草姿を整えましょう。

併せて、草勢回復のため、速効性肥料の追肥や液肥の葉面散布を行いましょう。

(2) 補植

欠株してしまった場合は、速やかに補植を行いましょう。

(3) 病虫害防除

被害葉は病害に感染しやすいため、被害の多少に関わらず、農作物病虫害防除指針（以下、「防除指針」）に従い計画的に薬剤散布を行いましょう。

2 果樹

(1) 樹勢回復対策

降ひょうによる被害が枝の折損や落葉、葉の損傷に及び、樹勢低下が見られる場合には、追肥等による速やかな樹勢回復対策が必要です。

追肥は、根からの吸収を確保できる場合には、樹冠下にできるだけ速やかに肥料を散布しましょう。一方、根からの吸収を期待できない場合には、降雨や高温時を避けて葉面散布を実施するか、根の働きを促すための土壌改良資材を樹冠下に散布しましょう。

(2) 着果管理

着果量は果実や樹体（枝葉）の損傷程度を勘案し、総合的に判断しましょう。

樹体の損傷が見られる場合には、深い傷を負った果実を優先して摘除し、樹勢の回復を促します。

葉の損傷が少ない等被害程度が軽い場合は、樹勢に応じた着果量とするため被害程度の軽い果実（浅い傷やへこみ等）は適宜残し、樹勢をコントロールしましょう。

(3) 病虫害防除

降ひょうにより枝葉や果実に傷がつき、病原菌が侵入しやすくなっています。被害の多少に関わらず、防除指針及び各地域の防除暦に従い薬剤散布を実施しましょう。

なお、枝幹内部まで薬液が届くように十分量を丁寧に散布しましょう。

ひょう害技術対策は、農業振興課ホームページの技術資料も併せて参照してください。

「作物別凍霜害及びひょう害技術対策（令和4年3月15日）」

URL：<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36021a/nogyo-nousin-gijyutu03.html#kisyuu>

発行：福島県農林水産部農業振興課 TEL024(521)7344

○農業振興課ホームページ

以下のURLより他の農業技術情報（生育情報、気象災害対策、果樹情報、特別情報）をご覧ください。

URL：<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36021a/>